

尼崎市立総合センター指定管理者選定委員会について

1 選定委員会委員について

指定管理者選定にかかる指定管理者選定委員会（以下「委員会」という。）の設置については、「尼崎市指定管理者選定委員会条例」（以下「委員会条例」という。）の規定に基づき、委員会の構成等について次のとおり定められている。

- (1) 委員会は、委員 5 人以内で組織する。
- (2) 委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。
- (3) 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。
- (4) 委員会は、委員長が召集し、会議の議長となる。
- (5) 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 委員選出の考え方（案）について

委員会条例の規定に基づき、委員は以下の基準により選出する。

- (1) 法人経営に専門的知識を有する者
公認会計士、税理士 など
- (2) 地域活動に専門的知識を有する者
学識経験者、NPO法人 など
- (3) 人権行政・施策に専門的知識を有する者
尼崎市人権・同和教育研究協議会、尼崎人権啓発協会 など
- (4) 施設を利用する者
人権問題啓発推進委員会、人権教育啓発促進委員会、社会福祉協議会 など
- (5) 老人福祉、青少年健全育成に専門的知識を有する者
民生児童委員、老人クラブ、PTA、子ども会 など

以 上